

農 業 委 員 会 議 事 録

第 4 回 農 業 委 員 会

1 : 開 催 日 時

平成 22 年 7 月 15 日 (木) 午前 9 時 30 分 ~ 午前 10 時 00 分 まで

2 : 開 催 場 所

豊山町役場会議室 3、4

3 : 出 席 委 員 14 名、 欠 席 委 員 2 名

出席者	2 番	河村	稔	10 番	安藤	茂市
	3 番	鈴木	利彦	11 番	小塚	康孝
	5 番	安藤	丁士	12 番	秋田	洋實
	6 番	井上	巖	13 番	高柳	幸善
	7 番	柴田	勝明	14 番	小出	千昭
	8 番	坪井	猛	15 番	水野	満
	9 番	柴田	充藏	16 番	戸田	俊一

欠 席 者

1 番	坪井	邦夫
4 番	秋田	秀機

4 : 事 務 局 2 名

事 務 局	農 業 委 員 会	事 務 局 長	平 岩	満
		事 務 局 職 員	松 井	良 廣

5 : 配 布 資 料

- ①資料No.1 農地法第 3 条関係(届出)
- ②資料No.2 農地法第 5 条関係(届出)
- ③資料No.3 農地基本台帳のとりまとめについて
- ④資料No.4 平成 22 年度農業委員・職員等研修会について (案内)
- ⑤水田農業構造改革対策転作田の現地確認について(依頼)
- ⑥平成 22 年度農地基本台帳配布一覧表
- ⑦農家基本台帳一覧表・農家基本台帳 (前年度 8 月 1 日現在)・記載例・農家基本台帳白紙 (地区担当農業委員のみ)

6：議事内容

(1) 報告事項

①農地法第3条届出受理状況について

②農地法第5条届出受理状況について

- ・総会資料No.1～2に基づき説明し、特に意見も無く了承された。

(2) 依頼事項

①農地基本台帳の調整について

- ・総会資料No.3に基づき説明し、以下のとおりの質疑応答があった。

[質疑応答]

A委員

農協委託について、聞き漏らしたので、もう一度お願いします。

事務局

基本的には、自作扱いとしてあります。

会長

なお、最近は、個人情報ということで非常に厳しい制約があるようですが、当委員会としましては旧のやり方なのですが、他の市町村ですと始めから封筒で送り、封筒で回答するというような所もあるようです。配布するときは生で配布して、返してもらうときに封筒に入れたいという方は入れていただくという趣旨で封筒を配布しました。今までですと委員さんに中身の記入のチェックをしていただいていたと思いますが、事務局から今年はどうしましょうと相談されました。何事も急に变えますと逆に各個人から記入方法の相談を受けたときに相談も預かれなくなることとなりますので、個人情報に関しては遺漏のないようお願いしてはどうですかとお話ししました。今回は、こういう形で委員さんにお骨折りをおかけするのですが、来年以降のために郵送してやるか、封筒に入れて配布して回収するときも封筒に入れて中身のチェックなしで行うか、事務局の参考として、ご意見をお願いします。

B委員

個人情報云々ということであれば、最初から封筒に入れないと意味がないですわね。

会長

そうです。ただ今年、宛名のシール等が必要になるのですが、まだ、豊山町の場合は農地台帳が電算化されていないため、やりたくても出来ないという悲しさも実はあります。もし、そういうことを絶対にやって欲しいということになれば、新年度に向けて予算要求をして、農家台帳そのものを電算システムの中に入れて、ボタンひとつでタッタッタと

出てくるようにする必要があります。今年すぐに封筒に入れて郵送でやろうとすると事務局員一人で全部手書きしなければならないというのが現状です。本当は、今、B委員が言われたように始めから全部封入して出すのが個人情報に関する一番穏やかな扱い方だと思います。しかし、今、事務局で電算システムが出来ていないので、そういう意味では予算要求をしなければならないと思います。そういう意見を出していただいて事務局の方から、この農業委員会の決定事項として予算要求を出すなら出すように手続きを踏んでいかなければならないと思います。

C委員

個人情報はどう捉えるかということだと思います。実際に「目も見えないし、変わってないので判子押しして、とにかくやっという人」がかなりいることも事実だし、我々もこうした貴重な資料を見るわけだから、それに対する責任ということになってくるとこれはやっぱり、よろしくないという風に捉えれば、予算どうこうじゃなくて、やらなければならない。個人情報を重点的に考えれば、やれるように取ってもらわなければならない。これを我々や役場がどう考えるかということだと思います。本当にこれは大事なことです。誰かのうちの田んぼがどれだけあってということが分かっていますから。例えば農業委員で我々は三年間で終わればフリーになりますが、知っていることというのは、ついついフツと出る場合もあると思います。

会長

少なくとも守秘義務を守り抜いて潮見坂の平和公園まで持って行っていただくというのが我々に課せられた義務だと思います。その辺は皆さん充分ご理解いただいているという前提で私は話をしているわけです。今は世を挙げてそういう方向に行くようですので考えなければならないし、本会議としては、極めて近い将来にそういう方向に持って行きたいと言うことで町当局の方へ要望書として出しましょう。その上で町が個人情報には関わらない、知らない、予算つけてくれないと言えばトラブルが起きたときは町の責任で始末をしてくれということになりますので、とりあえず軽くジャブ程度で事務局の方から町当局の方へ、本会議としては個人情報に関する扱いについては、法に基づいて対応したい、それが出来るような状況に持って行って欲しいということで、農業委員会から町当局の方へ要望書を出しましょう。事務局はそれでいいですか。あんまり変なことを言うといけませんか。

D委員

農地調査は全国規模でやると思うのですが、国から農業会議や県を通

じて取り扱いの基準が来ているのではないですか。どの程度までやりなさいと。それに基づいて我々のやりやすいようにしてもらった方がいい。去年も炎天下に何度も自転車で行って、行っても居なかったり、何十件もあって大変です。農地台帳を整備するために個人情報をごどのように取り扱って、守秘義務がどのようにあるのかなど国から（通知等が）来ていると思うので、それを出してもらって、参考にして、我々のやりやすい方向に持って行ってもらいたいと思います。

会長

今、D委員から大変前向きないいお話がありましたので、事務局で国なり、農政局なり、県の方向付けを、次回、間に合わなかったら、その次の会議までに調べさせてもらって、その結果を踏まえて町当局に色々なご要望等を出しましょう。それでよろしいですか。

委員

（異議なしの声）

会長

そういう方向で行きますので事務局は調査して次回出してください。

D委員

一軒の方がうちの部落から別の部落へ出て行かれたのですが、このままうちの部落のまま行くものなののでしょうか。そういうのは守秘義務だからこのままということですか。

事務局

地区ごとに慣習が違ったりして、そういった話があるということは、聞いたことがあります。そういう方の分は、役場の方で配布しますので、戻してください。

D委員

そんなことをすると事務局が大変ですよ。

事務局

そうですが、トラブルになっても行けないので。

D委員

県から何か国勢調査のように教科書が来てないですか。

事務局

農業委員会交付金というのがあるのですが、その中に農地の情報を農業委員会が管理しなければならないということは書いてありますが、その情報の収集方法の具体的なことまでは書かれていません。

D委員

そうしたら、ある程度、我々の方でトラブルにならないように臨機応

変にやっていけばいいということですか。

事務局

前は旧農地法 84 条の関係でやっていたのですが、新法になってそれはなくなりました。なくなっただけ管理はしなければなりません。その管理する項目も、もっと細かくなりました。

E 委員

農地法が変わって、以前は旧農地法 84 条の申請で義務的に申請していたけど、今は、任意になったわけですか。その代わりに新法で相続等も 3 条の届けが必要になったのですが、義務的に何月何日時点の状況を報告するという法律的な義務はなくなったわけですか。

事務局

農業委員会が農地の情報を管理しないといけないので、管理するためには事実上何らかの調査をする必要があります。

会長注記：事務局答弁では、法的根拠がないかのような誤解を受けかねないが、会議後精査したところ、新農地法第30条第1項第1号で「農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない」及び同52条で「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」との根拠条文があるのでここに注記する。

E 委員

今は相続が発生すると 3 条の届けを出すことになっており、農地の異動状況は把握できるようになったので、そうすると少し飛躍しますが、動向としては他の農業委員会も農家の方と直接郵送で行っている所が多くなっているようなので、当農業委員会としても、すぐにはできないが、将来的には、直接、農家の方に案内を出していただいて、農地の状況を把握していただくというのが方向じゃないですか。農業委員会としては、労力を惜しむとかそういうことじゃなくて、経費もかかることなので当然に慎重に審議されると思うのですが、方向としてはこういった形にした方がいいと思いますよ。これが任意のもので、よかったら出してくれというものだったら余計に活動はしにくいと思いますよ。

事務局

3 条だけ出していただくだけでは、世帯の状況とか耕作従事日数等の把握が出来ないので、やはりこれまでどおり何らかの調査は必要になります。

会長

新法が変わって事務局もまだ完全に把握できていないこともあるようなので、旧農地法の 84 条と新法での農地台帳の管理というものの流れを

一度事務局の方で研究してもらって次回報告事項で出してもらってどう
いう方向で行くか話し合いたいと思います。あと、先ほどD委員が言っ
てみえた転出した方の取り扱いについてですが、以前、私の部落で町内
に農地があつて他県に移られた方がありましたが、そのときは役場に直
接やってもらいました。ただ、行政区域内の転居の例は経験してないので
何とも言えませんが、住んでいるところが変わったら、住んでいると
ころに所属するものだと理解していました。徐々にこういうことは増え
てくると思います。自治会組織の中、実行組合の組織の中でどこの組織
に属するか、生活の本拠の地域へ持っていくのがベターだと思いますが、
逆に元々の住んでいた所でやって欲しいということもあるかも知れない
ので、おいおい事務局の方も勉強させていただいて、良い方向に持って
行ってもらいたいと思います。

②平成22年度農業委員会委員・職員等研修会について

③水田農業構造改革対策転作田の現地確認調査について

・総会資料No.4～5に基づき説明し、特に意見も無く了承された。

(午前 10 時 00 分終了)

7：農地転用件数

6月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	3,864.00	青山		届出	6	9,169.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	8	5,113.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	2	1,214.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	13	3,102.40
		1	126.00	豊場				

※ 累計については平成22年1月～平成22年12月

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)